

西尾市アダプトプログラム「まちの美化活動し^{たい}隊」事業

参加団体の皆様へ

このマニュアルは、西尾市アダプトプログラム「まちの美化活動し^{たい}隊」事業に参加していただく皆様が、美化活動を行っていただく上での注意事項などを記載したものです。安全に十分注意をして活動していただけますよう、お願いいたします。

(参加の条件)

参加していただくための条件は以下のとおりです。

- 2名以上のグループとし、代表者（原則未成年者は除きます。）をおいてください。
- 活動は、月1回程度お願いします。

(手続きの流れ)

- 1 申込
ごみ減量課へ「まちの美化活動し^{たい}隊」申込書を提出していただきます。
- 2 活動内容の打ち合わせ
担当課（施設の管理課）と活動場所、活動内容等について打ち合わせをし、合意書を取り交わします。

(活動の内容)

- 1 清掃活動により収集したごみについて
紙くず、吸殻、プラスチック類などは、市の燃えるごみの指定袋に入れて、燃えるごみの収集日にあなたの地域のごみステーションにお出してください。
飲用、食用の空き缶、空きびんは、汚れを落として資源ごみの日にあなたの地域の資源ステーションにお出してください。ただし、汚れのおちないもの、さびたものについては、市の燃えないごみの指定袋に入れて、燃えないごみの収集日にあなたの地域のごみステーションにお出してください。
陶器、ガラスくずや金属くず、金属とプラスチックの複合物などは、市の燃えないごみの指定袋に入れて、燃えないごみの収集日にあなたの地域のごみステーションにお出してください。
除草した草、落ち葉、犬等の糞は、燃えるごみと同様に取り扱ってください。ただし、大量になる場合は、担当課（施設の管理課）までご相談ください。
下記のような回収の困難な廃棄物につきましては、担当課（施設の管理課）までご連絡ください。
ア 犬、猫等動物の死体
イ 放置自転車などの粗大ごみ
ウ 放置自動車、タイヤなどの処理困難なごみ

- 2 情報の提供について
次のような事項がありましたら、担当課（施設の管理課）までご連絡ください。
道路や施設の破損
街路樹など樹木の損傷
その他、美化活動の障害
- 3 その他必要な活動について
花壇、樹木、遊具等の管理等、参加団体の皆様と市で協議して決定します。

（活動のしかた）

- 1 活動の回数
原則月1回程度を目安としますが、参加団体の皆様が無理なく活動できる範囲でお願いします。
- 2 安全への配慮
日の出前、日没後、霧や雨で視界の悪い時を避けて活動してください。
車道上での作業、あるいは、交通量の多い道路での幼児等の子ども連れでの作業は行わないでください。
児童、生徒が活動の主体となる団体については、責任者（保護者、教諭など）の監督のもとに行ってください。

（支給する物品）

- 1 支給する物品
清掃や草刈に必要な道具（ほうき、塵取、松葉ばさみ、鎌など）
西尾市指定ごみ袋（燃えるごみ、燃えないごみ）
- 2 請求のしかた
「清掃道具等支給申請書」に必要な事項を記入し、担当課（施設の管理課）までご提出ください。

（その他）

- 1 傷害保険への加入
市では、参加団体の皆様が活動中にけがをされたり、あるいは活動中に第三者に損害を及ぼした場合に備え、保険に加入していただきます。費用、手続きは市で行いますので、参加される方全員の名簿をご提出ください。（名簿に名前がないと万一の時に保険がありません。）
活動中、万一事故等が発生しましたら直ちに担当課（施設の管理課）までご連絡ください。
- 2 活動報告
毎年度末までに、「年間活動報告書」を担当課（施設の管理課）へご提出ください。
- 3 「まちの美化活動し隊」の辞退
「まちの美化活動し隊」を辞退される場合は、担当課（施設の管理課）まで「まちの美化活動し隊」辞退届をご提出ください。